

施工体制Gメン調査結果(平成27年度)について

和歌山県県土整備部及び農林水産部が発注した工事において、公共工事の適正な施工体制の確保を図るとともに、ペーパーカンパニー等の不良・不適格業者の排除を徹底するため、66件の工事現場の立ち入り調査を実施しました。

その結果、不適切な事項により指導を行った工事現場はありませんでした。

(参考)

1 施工体制Gメンの立入調査の対象

立入調査の対象は、和歌山県県土整備部及び農林水産部が発注した全ての工事を対象としますが、主として下記に該当する工事より抽出

- 請負代金が2,500万円以上（建築一式は5,000万円以上）の工事
- 低入札価格調査制度による調査基準価格未満で契約した工事
- その他建設業法等に係る違反の疑いのある工事

2 施工体制Gメンによる処分等

(1) 施工体制Gメンにより指導等を受けた場合、3ヶ月のランクダウンの措置

* 指導書累積2枚又は改善勧告書1枚で措置対象

(2) 正当な理由が無く、立入調査を拒否した場合などは、和歌山県建設工事契約に係る入札参加資格停止等措置要綱により入札参加資格停止の対象

(3) 立入調査の結果、特に悪質と認められる場合等は、建設業法に基づく許可取り消しなどの処分